

◆弁護士へのご意見・ご感想など

お世話になりました。

「特定高取引法違反 被疑事件」ご[REDACTED]警察署  
ご調査され、工事契約者と明らかに契約書類  
を締結しないうまま、工事を進め、工事代金を  
食領していた事実の中、罰則 罰金は覚悟  
していましたが、不起訴処分となり、感謝  
します。

ありがとうございます。

ご協力ありがとうございました。